

副本

平成 24 年(ワ)第 3671 号, 平成 25 年(ワ)第 3946 号, 平成 27 年(ワ)  
第 287 号, 平成 28 年(ワ)第 79 号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外 3080 名

被告 関西電力株式会社 外 1 名

## 証拠説明書

平成 28 年 11 月 21 日

京都地方裁判所第 6 民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 神 原



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



弁護士 畑 井 雅



弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太



弁護士 酒 見 康



弁護士 中 室 祐



号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立　証　趣　旨
丙 76 の 1	内閣官房ウェブサイト「原子力規制委員会設置法」について ( <a href="http://www.cas.go.jp/jp/genpatsuji_ko/info/seiritsu.html">http://www.cas.go.jp/jp/genpatsuji_ko/info/seiritsu.html</a> )	写し	H28. 11 ウェブサイトより取得	内閣官房	原子力規制委員会は、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の事務のほか、文部科学省及び国土交通省の所掌する原子力安全の規制等に関する事務を集約して、一元的につかさどることとなつたこと
丙 76 の 2	原子力規制委員会設置法案の概要	写し	H24. 6. 15	内閣官房	
丙 77	原子力規制委員会の組織理念	写し	H25. 1. 9	原子力規制委員会	原子力規制委員会の組織理念の内容
丙 78 の 1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」 ( <a href="http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyashin_anzenkijyun/index.html">http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyashin_anzenkijyun/index.html</a> )	写し	H28. 11 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」の会合が、平成 24 年 10 月から平成 25 年 6 月までの間に 23 回開催されたこと

丙 78 の 2	「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」名簿	写し	H24. 10. 25	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」（「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」という名称は、平成 25 年 4 月の改称前のもの）の構成員
丙 78 の 3	「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」について（案）	写し	H24. 10. 25	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」がおかれた経緯、同チームの会合は公開されたこと等  なお、本資料は、甲 263 号証と同一である。
丙 79 の 1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」 ( <a href="http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyaa/shin_seidoseibi/index.html">http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyaa/shin_seidoseibi/index.html</a> )	写し	H28. 11 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」の会合が、平成 24 年 11 月から平成 25 年 10 月までの間に 12 回開催されたこと
丙 79 の 2	「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」名簿	写し	H24. 11. 20	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」の構成員

丙 79 の 3	「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」について	写し	H24. 11. 20	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」がおかれた経緯、同チームの会合は公開されたこと等
丙 80 の 1	原子力規制委員会ウェブサイト 「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム」 ( <a href="http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyashin_taishinkiyun/index.html">http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyashin_taishinkiyun/index.html</a> )	写し	H28. 11 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム」の会合が、平成 24 年 11 月から平成 25 年 6 月までの間に 13 回開催されたこと
丙 80 の 2	「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」構成員	写し	H24. 11. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム」（「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」という名称は、平成 25 年 4 月の改称前のもの）の構成員
丙 80 の 3	「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」について（案）	写し	H24. 11. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会の下に「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム」がおかれた経緯、同チームの会合は公開されたこと等

丙 81	原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について	写し	H24. 10. 10	原子力規制委員会	原子力規制委員会が新規制基準の制定にあたって意見を聴取する外部有識者については、透明性・中立性を確保するため、電気事業者等との関係について自己申告を行うことが求められる等の要件が定められていたこと
丙 82	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）	写し	H24. 3. 14	原子力安全基準・指針専門部会 安全設計審査指針等検討小委員会	「原子力安全基準・指針専門部会」の「安全設計審査指針等検討小委員会」における安全規制に関する検討結果の内容
丙 83	発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案に対する意見募集の結果について	写し	H25. 4. 3	原子力規制庁 技術基盤課 安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）付	新規制基準の骨子案に対する意見募集手続（パブリックコメント）が、平成 25 年 2 月に実施されたこと、及びその結果等
丙 84	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対する意見募集の結果について	写し	H25. 6. 19	原子力規制委員会	新規制基準（内規を含む）に対する意見募集手続（パブリックコメント）が、平成 25 年 4 月から 5 月にかけて実施されたこと、及びその結果等  なお、本資料の別紙が、丙 100 号証である。
丙 85	「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」に対するご意見募集について	写し	H25. 2. 6	原子力規制委員会	新規制基準の制定過程で、骨子案が作成され、これが意見公募手続（パブリックコメント）に付されたこと、及び同手続の概要等

丙 86 の 1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等に対する意見募集について	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会 原子力規制庁	新規制基準の案が作成され、これが意見公募手続(パブリックコメント)に付されたこと、及び同手続の概要等
丙 86 の 2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会 原子力規制庁	
丙 87 の 1	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等に関連する内規に対する意見募集について	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会	新規制基準に関する原子力規制委員会の内規案が作成され、これが意見公募手続(パブリックコメント)に付されたこと、及び同手続の概要等
丙 87 の 2	パブリックコメント対象文書一覧	写し	H25. 4. 10	原子力規制委員会	
丙 88	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力に係る審査基準	写し	H25. 6. 19	原子力規制委員会	左記審査基準の内容
丙 89	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	写し	H28. 10. 6 最終改正	原子力規制委員会	左記規則及び同規則の解釈の内容

丙 90 の 1	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所3・4号炉 関連審査会合 平成25年度」 ( <a href="https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyat/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h25.html">https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyat/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h25.html</a> )	写し	H28.11 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	
丙 90 の 2	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所3・4号炉 関連審査会合 平成26年度」 ( <a href="https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyat/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h26.html">https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyat/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h26.html</a> )	写し	H28.11 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	
丙 90 の 3	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所3・4号炉 関連審査会合 平成27年度」 ( <a href="https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyat/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h27.html">https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyat/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/h27.html</a> )	写し	H28.11 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	大飯発電所3号機及び4号機の新規制基準適合性に係る審査会合の開催状況
丙 90 の 4	原子力規制委員会ウェブサイト「大飯発電所3・4号炉 関連審査会合」 ( <a href="https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyat/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/index.html">https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisyat/tekigousei/power_plants/ooi34/committee/index.html</a> )	写し	H28.11 ウェブサイトより取得	原子力規制委員会	

丙 91	新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について	写し	H25. 7. 10	原子力規制庁	新規制基準適合性に係る審査会合は一般傍聴及びネット中継により公開され、資料も原則公開されていること、及びヒアリングは議事概要が公開されるとともに、資料も原則公開されていること
丙 92	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 176 回 議事録（抜粋）	写し	H26. 12. 19	原子力規制委員会	平成 26 年 12 月 19 日の第 176 回「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、大飯発電所 3 号機及び 4 号機の基準津波が概ね了承されたこと
丙 93	原子力規制委員会委員長及び委員人事案の国会提示に関する細野大臣記者会見録	写し	H24. 8. 9	内閣官房	・原子力規制委員会の委員長及び委員の人選に関する政府の考え方 ・田中俊一氏が原子力委員会の委員長代理であったことを認識した上で、その専門性、福島第一原子力発電所事故に対する反省状況等から「日本の規制組織の代表としてふさわしい方」と判断して原子力規制委員会の委員長に人選したこと
丙 94	石原大臣記者会見録 (平成 26 年 5 月 30 日 (金) 8:28 ~ 8:34 於：環境省 22 階第 1 会議室)	写し	H26. 5. 30	環境省	人格が高潔で、原子力利用における安全の確保に関する専門知識、経験を有し、独立性を持って、科学的中立公正の立場から原子力規制委員会の職務を遂行できる人物として、田中知氏を原子力規制委員会の委員に人選したこと

丙 95	第186回国会 衆議院環境委員会議録第9号（抜粋）	写し	H26. 6. 6	衆議院	田中知氏が委員に就任した平成26年時点の内閣が、原子力規制委員会の委員長及び委員の候補者の選定にあたり、原子力規制委員会委員長及び委員の要件に関するガイドライン（原子力規制委員会委員長及び委員の要件について）は作成しない政策を採用し、この点の当否も含めて国会で審議されたこと
丙 96	石原大臣記者会見録 (平成26年7月8日 (火) 10:29～10:43 於：環境省第1会議室)	写し	H26. 7. 8	環境省	田中知氏が日本原燃株式会社や三菱FBRシステムズ株式会社から報酬を受け取っていたことに関し、石原環境大臣が、「日本原燃などを含む事業者の技術的な委員会において、田中先生が委員を務めている経歴やそれに関わる報酬があったことは政府としても既に承知しています。そのいずれにしても報酬の金額が少額であり、また専門技術的な立場から助言を行うような内容であるため、委員に就任いただく上で全く問題が無いものと政府としては判断しています」と回答していること
丙 97	原子力規制委員会記者会見録	写し	H27. 4. 15	原子力規制委員会	原子力規制委員会の田中委員長による「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない」という発言の意味内容

丙 98 の 1	決定書（案）	写し	H28. 5. 23	原子力規制委員会	高浜発電所3号機及び4号機の原子炉設置変更許可に係る異議申立てに対する決定の内容
丙 98 の 2	平成28年度原子力規制委員会臨時会議 第10回会議議事要旨	写し	H28. 5. 23	原子力規制委員会	原子力規制委員会において、上記決定書（案）のとおり決定するとされたこと
丙 99	I A E A 安全基準シリーズ No. SF-1(2006) 基本安全原則（日本語翻訳版）（抜粋）	写し	H20. 12	独立行政法人 原子力安全基盤機構	国際原子力機関（I A E A）の基本原則において、グレーディッドアプローチの考え方方が示されていること
丙 100	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対するご意見への考え方（抜粋）	写し	H25. 6. 19	原子力規制委員会	設置許可基準規則及び同解釈についてパブリックコメントで寄せられた意見に対する原子力規制委員会の考え方  なお、本資料は、丙 84 号証の別紙である。
丙 101	第183回国会 衆議院原子力問題調査特別委員会議録第4号（抜粋）	写し	H25. 4. 19	衆議院	原子力規制委員会の田中委員長が、「米国では、そういった（引用者注：重大事故等への）対策は主に可搬設備によって対応するというふうになっております。ヨーロッパは、比較的、恒設的な設備を導入しております。今回、私どもはその両方を要求しております」と説明していること

丙 102	四国電力株式会社伊方発電所3号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について（案）（抜粋）	写し	H27.7.15	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、「規制基準は、満足すべき性能水準を要求し、それを実現する『技術』は指定しないのが国際的に一般的な考え方です」、「欧州でも既設の原子炉に対してご指摘のあった技術（引用者注：安全系4系統、コアキャッチャー、二重格納容器）の導入が義務付けられた例はありません」との見解を示していること
丙 103	原子力技術開発の動向（抜粋）	写し	H25.10	資源エネルギー庁	欧州加圧水型原子炉（EPR）が、現在の最新の原子炉といわれる第3+世代炉に属すること
丙 104 の1	Nuclear Power Reactors in the World（抜粋）	写し	H28	International Atomic Energy Agency (国際原子力機関)	2015年末現在、全世界で稼働中の原子炉は全部で441基あり、その中に欧州加圧水型原子炉（EPR）がないこと
丙 104 の2	上記の訳文	写し	H28.10	被告	
丙 105	第183回国会 参議院予算委員会会議録 第10号（抜粋）	写し	H25.4.23	参議院	参議院予算委員会での立地審査指針に関する質疑において、原子力規制委員会の田中委員長が述べた内容